

# 万引きを「軽く」考えたら大間違い！ それは「重い」犯罪です



万引きは「窃盗罪」です。10年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科せられます。  
また、万引きが見つかってもお金を支払って弁償すれば罪に問われないと思ったら大間違いです。

もし、万引きに誘われたら誘いを断る勇気が大切です。



# 長崎県 **NO!** 警察



# 放置された自転車も乗り回すと犯罪です

公園、道路、駅などに置かれている他人の自転車を無断で乗り回すことは犯罪（窃盗罪又は横領罪）です。

自分の大切な自転車がなくなっていたらどんな気持ちでしょう。

相手の気持ちを考えましょう。

